

## 職務発明の権利承継等の要否判断基準

### 【出願前】 権利承継要否の判断基準（以下のいずれかが肯定的である場合は大学が権利承継する）

- ①市場性があるもの
- ②事業化の可能性のあるもの
- ③権利の活用性があるもの
- ④競争的研究資金確保に貢献したもの、または貢献する見込みがあるもの
- ⑤出願費用等を共願先が負担し、権利化および権利の維持保全において本学に費用負担が発生しないもの（審査不要）
- ⑥その他、特別な事由があるもの

### 【出願後】 審査請求要否の判断基準（以下のいずれかが肯定的である場合には審査請求する）

- ①外国特許出願の有無
- ②技術移転契約（TLO 契約）の有無
- ③競争的資金（科研費、A－STEP等）の助成期間内（採択内定含む）
- ④外部資金獲得等の研究戦略上の必要性の有無
- ⑤実施中または実施予定の共同研究における特許化の必要性の有無（共同研究相手による特許化の要望があり、特許権を本学で保有することが適当であること）
- ⑥起業の有無
- ⑦上記②、⑤または⑥が2年以内（審査請求後、特許登録されるまでの期間を考慮）に「有」となる見込みの有無（具体的計画又は交渉を開始している等）
- ⑧共願特許で共願相手が審査請求等費用を全額負担する場合は、上記のいずれにも該当しなくとも共願者が審査請求すると判断した場合（審査不要）
- ⑨その他特段の事情により大学において権利化が必要であると認めた場合

### 【権利化後】 権利維持要否の判断基準（以下のいずれかが肯定的である場合には権利を維持する）

- ①技術移転契約を締結しているもの
- ②技術移転交渉が進行しているもの
- ③外部資金による研究（競争的資金名、共同研究名等を明示）で、研究の継続に必要とされるもの
- ④起業しているもの
- ⑤共有特許で共有相手が特許料および事務手数料を全額負担し、かつ共有相手が権利維持を希望しているもの（審査不要）
- ⑥契約等により、一定期間の権利維持が決められているもの（審査不要）
- ⑦その他特段の事情により大学において権利維持が必要であると認められるもの